

工業統計調査に

ご協力ください

平成20年工業統計調査（12月31日現在）を行います。12月から平成21年1月にかけて調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。調査票に記入していただいた内容については統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

▼総務課

☎23局3506 FAX23局0180

INSPECTION FOR PUBLIC

縦覧

豊橋渥美都市計画

用途地域の変更案

▼対象地域Ⅱ赤羽根町新笹および天神の一部（市街化区域に編入する区域）▼縦覧期間Ⅱ12月8日（月）～22日（月）／市役所執務時間中▼縦覧場所Ⅱ街づくり推進課▼その他Ⅱこの案について、住民および利害関係者は、縦覧期間満了の日までに田原市に対し意見書を提出することができます。

▼街づくり推進課

☎23局3523 FAX23局0180

TAX

税

償却資産の申告

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形減価償却資産のうち、土地、家屋、自動車（軽自動車含む）以外のものは、償却資産として固定資産税の対象となり、申告が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、すべて対象となります。ただし、構築物であっても家屋として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車および一部の農耕用トラクターなどの自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは償却資産の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなくても、取得価額の合計が免税点以下であっても、申告は毎年必要です。該当する資産がある場合は、平成21年1月1日現在の所有状況を2月2日（月）までに申告してください。申告書は12月中に送付します。

償却資産の対象となる資産

①構築物	温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウス・アパートのフェンス・駐車場の舗装 など
②機械および装置	暖房機・温風機・消毒機・結束機・花選別機・花用冷蔵庫・灌水設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、旋盤・プレスなどの産業用機械および装置 など
③船舶	ボート・漁船 など
④航空機	飛行機・ヘリコプター など
⑤車両および運搬具	フォークリフト・構内運搬車 など
⑥工具・器具および備品	エアコン・パソコン・机・いす・陳列ケース など

【申告にあたっての注意】

平成20年度の税制改正において「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正されたことにより、機械および装置を中心に資産区分が見直され、耐用年数も大きく変更されました。改正後の耐用年数は、資産の取得時期または決算期などに関係なく、既存分も含め、平成21年度償却資産の申告からの適用となります。改正後の耐用年数などについて

は、市ホームページをご覧ください。
※詳しくはお問い合わせください。

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

http://www.city.tahara.aichi.jp

法定調書の提出

給料・報酬・料金・利子・配当などを一定額以上支払った場合は、支払い先の住所・氏名・支払額などを記載した書類（法定調書）を税務署に提出してください。平成20年分の提出期限は2月2日（月）です。法定調書の作成や提出方法など、詳しくは直接お問い合わせください。

▼豊橋税務署

☎（0532）52局6201

市税の休日収納窓口を開設

平日に納税することが困難な方のために、休日収納窓口を開設します。
▼日時Ⅱ12月21日（日）午前8時30分～午後5時▼場所Ⅱ田原市役所南庁舎1階ロビー▼業務内容Ⅱ市税の収納、市税等口座振替申込書の受付

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180